

第32回 独立行政法人都市再生機構 契約監視委員会  
審議概要

開催日	平成29年6月5日（月）
開催場所	独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部会議室
出席委員	<p>長沢 美智子（弁護士（東京丸の内法律事務所））  高木 勇三（公認会計士（監査法人五大））  長村 彌角（公認会計士（有限責任監査法人トーマツ監査法人））  鈴木 豊（学校法人青山学院常任監事・青山学院大学名誉教授）  飛松 純一（弁護士（飛松法律事務所））  水上 貴央（弁護士（早稲田リーガルコモンズ法律事務所））  鹿野 治雄（都市再生機構監事）  中瀬 弘実（都市再生機構監事）  渡辺 恵祐（都市再生機構監事）</p>
審議事項等	<p>審議事項  （1）平成28年度第4四半期における競争性のない随意契約及び1者  応札・1者応募となった契約について  （2）「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24  年6月1日付行革実行本部決定）に係る審議（平成28年度）  （3）「平成28年度調達等合理化計画」の自己評価について  （4）「平成29年度調達等合理化計画」の策定について  （5）熊本災害公営住宅整備に係る設計者との随意契約について</p>
審議概要等	別紙のとおり

(別紙)

意見・質問	説明・回答
審議事項1 平成28年度第4四半期における競争性のない随意契約及び1者応札・1者応募となった契約について	
<p>○他の独法や国内の1者応札の状況の情報が入ったら教えてほしい。</p> <p>○複数年契約案件における前回公募時との比較資料の説明において、件数及び金額の増減要因について口頭で説明があったが、今後はその内容を資料に記載してもらえれば審議の効率化が図れる。</p> <p>○改善の余地がある契約をどのように判断するかという点が大事である。まずは、過去の契約監視委員会の審議の中で構造上ほとんど1者応札の改善の余地がないということが明らかになっているものを除き、その上で、そこからの優先順位の設定については、比較</p>	<p>・平成28年度第4四半期における競争性のない随意契約及び1者応札・1者応募となった契約実績について、前年同期に比しての契約実績額及び1者応札・1者応募の件数の変動要因となっている複数年契約の状況等について説明。</p> <p>・平成28年度第4四半期の契約のうち、前回1者応札であった契約がどれくらい複数者応札に改善したのかを説明。</p> <p>・了解した。</p> <p>・了解した。</p> <p>・今後の契約監視委員会における1者応札・1者応募対応の審議方法については、1者応札・1者応募が改善されていない契約のうち、今後発注を予定する契約の中で改善する余地がある契約を選定し、その具体的な改善策等についてより深く個別審議を実施することを事務局案として提案。</p>

意見・質問	説明・回答
<p>的効果があったと思われる施策の横展開が可能となっているなど、取り組みのいかんによってはコストの削減等々の可能性が高いと思われるものから優先して行うというようなやり方が良いと思われる。</p>	
<p><b>【委員会意見】</b>  1者応札・1者応募対応の審議については、機構から1者応札等が改善する余地がある契約について具体的な改善策等について提案を受け、その内容について個別審議を行うこととする。</p>	

意見・質問	説明・回答
<p>審議事項2 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24年6月1日付行革実行本部決定）に係る審議（平成28年度）</p>	
	<p>・公益法人については、一般財団法人へ移行したこと、また、機構の関係法人であった(財)住宅管理協会が、株式会社へ移行したことから、点検対象となる公益法人の大半が、点検対象から外れた状況であり、その結果、点検対象となる1,000万円以上の契約については、今回該当がなかった旨説明。  公益法人への支出としての点検対象からは外れるものの、随意契約や1者応札といった観点については、契約相手方が公益法人であるか否かに限らず、引き続き、契約監視委員会の点検を受ける旨補足説明を行う。</p>
<p><b>【委員会意見】</b>  特段の意見はなかった。</p>	

<p>審議事項3 「平成28年度調達等合理化計画」の自己評価について</p>	
	<p>・「平成28年度調達等合理化計画」の</p>

意見・質問	説明・回答
<p>○今回、数値目標をクリアしたものがA評価になっているようだが、それ以外に定性的なところを分析し、考慮できるのではないかと考えているところがあれば教えてほしい。</p> <p>○入札手続きの見直しについて、事業者から技術提案書を提出させ、審査をした後に競争参加資格の確認結果通知を送ることについて、結果的に競争参加資格がない事業者から提案を出させれば出させるほど審査の事務手続きがかかるので、運用の際には検討してほしい。</p> <p>○入札手続きの見直しについて、入札書の提出後から開札までの期間が延びるデメリットが指摘されるとともに、予定価格の作成が入札書の提出後になるというのは違和感を覚える。こうした場合、予定価格の作成に恣意性を入れてしまうという影響がある。</p> <p>○計画で定めているリバースオークションの実施について、効果が見込まれるものに特化して20件実施するという目標となっているが、その根拠は。また物品調達に特化するとあるが、リバースオークションはどの程度適用できるものなのか。もっと広く適用できる</p>	<p>自己評価について説明。第31回契約監視委員会の際に、第3四半期までの実績と年度の見込みという前提で仮の評価を実施していることから、今回は数字が確定したもの、あるいは当時と記載内容や評価内容に変更があったものについて説明。</p> <p>・適正な評価をするためには、計画に数値目標の設定や、定性的な目標設定についてはK P I 指標等の目安がないものは評価が難しく、結果として、定量的な数値目標をクリアしたものをA評価とした。</p> <p>・事業者から提出された入札書は、契約部門で受領し、それを金庫に保管するので、物理的には開札まで金庫の中に保管されており、予定価格書を作成する発注部門では、その入札書の金額自体を知り得ることはないという仕組みになっている。実際の運用に当たっては、ご指摘があったようなことも踏まえ検討していきたい。</p> <p>・リバースオークションは、過去の経験を踏まえ、リバースオークションとしての引き下げ効果があるものを優先的に実施している。 昨年度、計画としては20件という中で、実際には、効果があるものについては積極的に採用し、結果として15</p>

意見・質問	説明・回答
<p>のであれば、20件の目標というのはいくつかなく、結果として35件実施したとのことだが、この数値について合理性があるのか。</p>	<p>件ほど目標を上回った。</p>
<p><b>【委員会意見】</b>  平成28年度調達等合理化計画の自己評価について了承する。  なお、入札手続の今後の変更については、競争参加資格の結果通知のタイミングや予定価格についての守秘の徹底などについて十分な配慮を行った上で実施するものとする。</p>	

意見・質問	説明・回答
<p>審議事項4 「平成29年度調達等合理化計画」の策定について</p>	
<p>○電子入札の適用を拡大し、将来にわたってトータルコストを下げるとのことだが、評価するにあたって、数値目標を設定すべきでないか</p> <p>○オープンカウンターの実施によるコスト削減について、削減率40%とあるが、分母がわからないので、記載すべきである。</p> <p>○電子入札の適用拡大について、「競争参加資格を満たす者が容易に入札参加できる状況」とあるが、一方で、H28自己評価における入札手続の見直しの中では、競争参加資格を満たしているかどうかは、入札手続の後の方で決定されることであるので、記載内容に整合性が取れていないのではないか。</p>	<p>・「平成29年度調達等合理化計画」の策定案について説明。</p> <p>・基準値となりうる現在のコストの把握、及びコストの集計方法が確立できておらず、数値目標を織り込めないが、今年度については、実績に基づき数値化し、データ化を実施していきたい。数値目標設定については、次年度計画策定における検討課題としたい。</p> <p>・予定価格が分母になる。分母が明確となるよう、記載を修正する。</p> <p>・事業者として入札参加が容易にできるというところを伝えたいというのが趣旨であるので、趣旨に沿った形で記載を修正する。</p>

意見・質問	説明・回答
<p>○計画全体において、パフォーマンスインジケータ（PI）が少なすぎる。</p> <p>○リバースオークションの実施の記載についても、コスト削減額に対する分母が予定価格であるよう記載をしてほしい。</p> <p>○ワークライフバランス等推進企業からの調達を推進するため、企画競争において、当該企業を評価する項目を設定するという定性的な計画となっているが、何らかの数値目標を設定してほしい。</p> <p>○入札不調・不落の発生抑止の取組について、数値目標を前年度の実績としているが、これまでの機構の取組のノウハウを踏まえ、目標値については、もっとチャレンジングに上を目指した方が良いのではないかと。</p> <p>○このような計画の策定は、後退しないということが大事であり、持続的に取り組んでいく必要がある。さらに次年度以降の計画を策定するにあたっては、経年の取り組みから、こういう取り組みをするとどれぐらい削減できるものなのかというデータを根拠とすると、計画の精緻化というのが進められると思う。</p> <p>また計画を策定するポリシーとして、良い評価を取るために計画を緩めるのではなく、計画はきちっと立てて、結果できなかった場合には、出来なかった理由を説明すれば良いのではないかと。</p>	<p>・計画案は本日の審議を踏まえ、修正すべきところは修正をし、今月22日の</p>

意見・質問	説明・回答
	機構内部の理事会での審議を経て、正式に決定する。また、今月末に国土交通大臣への報告及び機構ホームページでの公表を予定している。
<b>【委員会意見】</b> 本日の各委員の意見を踏まえ、計画案の修正を検討することを求める。	

第32回契約監視委員会（平成29年6月5日(月)）における委員会意見を踏まえた「平成29年度調達等合理化計画」の修正に係る個別説明について

説明日等	平成29年6月14日（水）～ 6月30日（金）
委員	長沢 美智子（弁護士（東京丸の内法律事務所）） 高木 勇三（公認会計士（監査法人五大）） 長村 彌角（公認会計士（有限責任監査法人トーマツ監査法人）） 鈴木 豊（学校法人青山学院常任監事・青山学院大学名誉教授） 飛松 純一（弁護士（飛松法律事務所）） 水上 貴央（弁護士（早稲田リーガルコモンズ法律事務所）） 鹿野 治雄（都市再生機構監事） 中瀬 弘実（都市再生機構監事） 渡辺 恵祐（都市再生機構監事）
説明内容	「平成29年度調達等合理化計画」の修正案について
結果	第32回契約監視委員会（平成29年6月5日(月)開催）における委員会意見を踏まえた、調達等合理化計画の修正案について了承する。

意見・質問	説明・回答
審議事項5 熊本災害公営住宅整備に係る設計者との随意契約について	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊本地震で被災した自治体からの要請を受けて行う災害公営住宅の整備において、当該被災自治体が熊本県のアートポリス事業を活用して選定し、指定する設計者の導入を機構に要請</li> </ul>

意見・質問	説明・回答
<p>○市が設計者を指定したいならば、機構は設計を発注せず市が設計を発注すればいいのではないか。機構が指定された設計者による設計責任まで負うということが釈然としない。</p> <p>○自治体において技術職員が不足している状況は、他の自治体でもみられることから、震災復興とはいえその理由だけをもって機構が随意契約できれば、機構の随意契約が広がっていくことはないかという恐れを持つ。</p> <p>○本随意契約では、自治体側にコストを削減するインセンティブは働きにくいのではないかと考えられる。また市では直接随意契約を締結しないため、随意契約をするための潜脱方法ともなりかねないことが危惧。ただし、上記は当委員会の議論としては限界があるとは考える。</p> <p>○機構が設計等に要したコストはすべて自治体に請求する契約になるということならば、機構の問題というより、自治体側がこういったコスト削減効果の働きにくい方法をとっていいのかという懸念の問題なのかもしれない。</p> <p>○今回の契約が、会計規程上「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」に当たるかどうか気になる。</p> <p>○今回の契約は、契約の性質が競争を許さないという中には大きくは入るのではないかと思う。</p>	<p>し、それに基づきURが指定設計者と随意契約を締結する旨について説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スケジュール管理からは、機構が設計を発注し、工事を含めて全体を監理するほうがスピード感があると理解している。</li> <li>・市との譲渡契約においては、費用が増加する分については請求させていただくという条項になっている。</li> </ul> <p>・機構が業者と契約する際には、通常の業務と同様に積算を行い、契約額が積算額以下になっていることを確認するため、不当に高い額で契約することはないと理解している。</p>



意見・質問	説明・回答
<p>○市の意向により随意契約とすることでコスト削減のインセンティブが働かないのではないかと懸念はある。</p> <p>○今回の事業を進めるに当たっての根拠は何か。</p> <p>○随意契約に伴う機構側の責任は基本協定に入っているのか。</p> <p>○通常、機構の随意契約は機構が説明責任を負うが、本件では市がその妥当性等について説明責任を負っていることを明確化すべき</p> <p>○市が指定した設計者が仮に任務怠慢や善管注意義務違反を生じ、それにより機構に負担が生じた時の責任の所在が不明確ではないか。</p> <p>○後になって設計がまずくてトラブルが生じ損害賠償請求となった場合、それは市で解決しますと市が言ってもらえるのが現状では不透明であり、その対応が必要ではないか。</p> <p>○市指定の設計者の責により、選定の妥当性、価格の妥当性のリスクが生じた場合やコストが増加した場合の取り扱いについては、機構としてきちんと対応しておいたほうが良いのではないか。例えば「市指定の設計者の債務不履行及びその他の帰責に伴う設計その他の瑕疵による損害については、機構はこれを負わない」等、一般的なビジネスリスク対策として盛り込んでおくことはあるのではないか。</p>	<p>・根拠は市との基本協定になる。</p> <p>・基本協定は、事業の大きな流れを書いているものであり、随意契約に伴う機構の責任は書かれていない。なお、今後締結する契約書では、費用の負担等は記載する予定。</p> <p>・市から機構に対して、アートポリス事業の活用をお願いしたいという文書をいただく。</p>

意見・質問	説明・回答
○機構として随意契約により責任を負う範囲と負わない範囲とを明確にして随意契約を結ぶことが必要ではないか。	
<p><b>【委員会意見】</b>            本件については、機構が設計者と契約を締結する理由及び随意契約の根拠、随意契約締結に伴うリスク等の問題点について、再度検討することを求める。</p>	

第32回契約監視委員会（平成29年6月5日（月））における委員会意見を踏まえた「熊本災害公営住宅整備に係る設計者との随意契約」についての個別説明について

説明日等	平成29年6月19日（月）～ 7月4日（火）
委員	長沢 美智子（弁護士（東京丸の内法律事務所）） 高木 勇三（公認会計士（監査法人五大）） 長村 彌角（公認会計士（有限責任監査法人トーマツ監査法人）） 鈴木 豊（学校法人青山学院常任監事・青山学院大学名誉教授） 飛松 純一（弁護士（飛松法律事務所）） 水上 貴央（弁護士（早稲田リーガルコモンズ法律事務所）） 鹿野 治雄（都市再生機構監事） 中瀬 弘実（都市再生機構監事） 渡辺 恵祐（都市再生機構監事）
説明内容	機構が設計者と契約を締結する理由及び随意契約の根拠、随意契約締結に伴うリスクに対する機構の対応方針について
結果	<p>本件は、緊急性を有する業務でありながら、他方で被災自治体において公益的性格を付与した特殊性を有するものである。したがって、機構としては、業務内容と契約相手方の点において特異性を帯びた業務として実現するためには、当該被災自治体からの設計者の指定を受け入れることはやむを得ない。このような業務の特異性は、一種の契約の性質と認識できるので、会計規程「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」に該当するものとして、随意契約を了承する。</p> <p>なお、今回の整理による随意契約は本件（熊本地震に伴う災害公営住宅）に限定するものとし、今後、類似の案件が生じた場合には、その緊急性、公益性等の観点から改めて厳格に確認し、随意契約の</p>

	<p>適否を判断すること。 その他として、随意契約締結に伴うリスクに対する機構の対応方針は理解。</p>
--	--